

61 漁業金融対策

【1, 930 (1, 158) 百万円】

対策のポイント

- ・保証人を不要、担保は漁船等に限定した融資を推進するための保証に対する支援など無担保・無保証人型融資を促進します。
- ・漁船・養殖施設整備等を行う漁業者への融資に対する利子助成（実質無利子化）を行います。

<背景/課題>

- ・資源状況の悪化や漁業資材価格の高騰など厳しい経営環境が続く中、能力と意欲のある漁業者が資金を円滑に調達できる環境の確保を図り、積極的な設備投資を推進する必要があります。

政策目標

漁業経営に必要な資金の融通の円滑化

<主な内容>

1. 無担保・無保証人型の融資の推進

(1) 無保証人型漁業融資促進事業

800 (0) 百万円

積極的な設備投資等を推進するため、保証人不要、担保は漁業関係資産（漁船等）に限定し、一般の土地・家屋は担保にとらないこととするとともに、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進するための保証支援を行います。

保証枠：675億円

補助率：定額

事業実施主体：漁業信用基金協会、(独) 農林漁業信用基金

(2) 漁業経営改善支援資金融資推進事業

323 (0) 百万円

認定漁業者の経営改善を推進するため、漁業経営改善支援資金について、新たに無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築に必要な額を(株)日本政策金融公庫に出資します。

融資枠：60億円

補助率：定額

事業実施主体：(株)日本政策金融公庫

2. 無利子融資の推進

(1) 漁船・養殖施設整備等利子補給事業

153 (165) 百万円

認定漁業者が、漁船の建造、取得、養殖施設等の取得、種苗の購入等を行うため、日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借りた場合、利子を助成（最大2%まで）することにより、金利負担の軽減（実質無利子化）を図ります。

融資枠：64億円

補助率：定率

事業実施主体：民間団体等

(2) 沿岸漁業改善資金造成費補助金

9 (10) 百万円

沿岸漁業従事者等が自主的にその経営や生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、都道府県の特別会計に資金造成を行い、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を無利子で貸し付けます。

〔 補助率：2/3以内
事業実施主体：都道府県 〕

3. 短期運転資金融資の推進

漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業

36 (0) 百万円

認定漁業者等の経営改善を推進するため、低利の短期運転資金が円滑に融通されるよう、漁業信用基金協会による金融機関からの原資供給資金の借入に対し利子補給を行います。

〔 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業 融資枠：50億円
補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会 〕

〔 お問い合わせ先：
2.(2)の事業以外 水産庁水産経営課(03-3502-8418(直))
2.(2)の事業 水産庁研究指導課(03-6744-2374(直)) 〕

- 積極的な設備投資等を推進するため、保証人を不要、担保は漁船等に限定し、土地・家屋は担保にとらない融資を推進するための保証に対する支援など無担保・無保証人型の融資を促進
- 1漁業者当たりの保証上限をなくすことにより、多様な資金ニーズに適切に対応
- その他無利子融資など、漁業者が経営改善に取り組みむため、必要な資金の融通円滑化を推進

＜無保証人型の融資の推進(民間資金支援)＞

1. 無保証人型漁業融資促進事業 800百万円(0)【保証枠 675億円】
積極的な設備投資等を推進するため、保証人不要、担保は漁業関係資産(漁船等)に限定し、一般の土地・家屋は担保にとらないとともに、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を推進するための保証支援【漁業緊急保証対策(平成21年度～22年度)の後継事業】

○事業の内容

- ・ 保証保険機関に対して、無保証人、担保限定による回収減少分を国が補填する
- ・ 1漁業者当たりの保証の限度額は設けない
- ・ 事業期間 5年間(平成23～27年度)

→保証の促進

○本事業による効果

- ・ 担保や保証人の提供が困難な中小漁業者への融資・保証が促進され、漁船建造などが行いやすくなる

＜無担保・無保証人型の融資の推進(公庫資金支援)＞

2. 漁業経営改善支援資金融資推進事業 323百万円(0)
漁業経営改善支援資金について、新たに無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築に必要な額を日本政策金融公庫に出資
【対象資金枠】

- ・ 23年度融資枠:60億円
- ・ 融資対象者:漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者
- ・ 融資対象施設:漁船建造・取得・改造、漁業用施設、漁具及び長期運転資金

＜無利子融資の推進＞

- 漁船・養殖施設整備等利子補給事業 153百万円(165百万円)
- ・ 漁船・養殖施設整備等を行う認定漁業者に対し、最大2%の利子助成(実質無利子化)
- ・ 無利子化期間 原則5年(漁船:10年)
- ・ 運転資金を対象に追加
【助成対象融資枠64億円:公庫30億円、近代化34億円】
- 沿岸漁業改善資金造成費補助金 9百万円(10百万円)
都道府県が沿岸漁業者等に無利子貸付を行うための資金造成に対する助成

＜短期運転資金融資の推進＞

- 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業 36百万円(0)
低利短期資金が円滑に融通されるよう、漁業信用基金協会による金融機関からの原資供給資金の借入に対し利子補給